

有価証券の範囲についての 政省令案

制度調査部
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-52

【要約】

2007年4月13日、金融庁は「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等の公表について」を発表した。これは、新しい金融商品取引法の細目を定める政省令案である。

政省令案では、学校債などを新たに「有価証券」としての規制対象としている。

また、気象庁等が発表する各種観測成果に関する数値などを指標とするデリバティブ取引も金融商品取引業としての規制対象としている。

他方、保険・共済契約などは、金融商品取引法上の「店頭デリバティブ」の対象から除外することとしている。

はじめに（金融商品取引法の政省令案）

2007年4月13日、金融庁は「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等の公表について」を発表した¹。これは、新しい金融商品取引法の細目を定める政省令案である。

同時に、金融庁は、施行時期についても「2007年9月頃」を予定していることも明らかにしている。

本稿では、これらの政省令案に基づき、金融商品取引法の下における「有価証券の範囲」について説明する。

1. 「有価証券」の範囲

金融商品取引法の下でも、証券取引法と同様に、基本的な規制対象は「有価証券」として定義されている。金融商品取引法における「有価証券」は次の(1)～(21)のように定められている(金融商品取引法2条1項)。

金融商品取引法における「有価証券」

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 特別の法律により法人の発行する債券

¹ 金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070413-3.html>) に掲載されている。

- (4)資産流動化法に規定する特定社債
- (5)社債券
- (6)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- (7)優先出資法に規定する優先出資証券
- (8)資産流動化法に規定する優先出資証券、新優先出資引受権証券
- (9)株券、新株予約権証券
- (10)投資信託・外国投資信託の受益証券
- (11)（いわゆる会社型投資信託の）投資証券、投資法人債券、外国投資証券
- (12)貸付信託の受益証券
- (13)資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券
- (14)信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券
- (15)法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち内閣府令で定めるもの
- (16)抵当証券法に規定する抵当証券
- (17)外国又は外国の者が発行する(1)～(9)(12)～(16)の性質を有する証券・証書
- (18)外国の者の発行する証券・証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付け等を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの
- (19)（金融商品市場、外国金融商品市場、店頭デリバティブ取引における）オプションを表示する証券・証書
- (20)預託証券・証書（原証券・証書の発行国以外で発行されるもの）
- (21)流通性その他の事情を勘案して、公益又は投資者保護を確保することが必要なものとして政令で定める証券・証書

このように、金融商品取引法の下での「有価証券」は、証券取引法の下での「有価証券」を基本的に踏まえたものとなっている。しかし、後述する「みなし有価証券」と併せて、そのカバーする範囲が拡大されている。

今回の政省令案では、前記の(15)、(18)、(21)についての細目が定められている。具体的には、次の通りである（金融商品取引法施行令案 1 条、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令案（以下、定義府令案）2、3 条。網掛け部分が政省令案で示されたもの）。

(15)法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち内閣府令で定めるもの
法人の委任によりその支払いを行う銀行等が交付した「CP」の文字が印刷された用紙を使用し
て発行するもの（いわゆる約束手形形態のコマーシャル・ペーパー）

(18)外国の者の発行する証券・証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付け等を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの

貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの(いわゆる外国貸付債権信託受益証券等)

(21)流通性その他の事情を勘案して、公益又は投資者保護を確保することが必要なものとして政令で定める証券・証書

譲渡性預金(払戻しについて期限の定めがある預金で、指名債権でないものをいう。)の預金証書のうち、外国法人が発行するもの(いわゆる外国CD)

学校法人等(1)が行う割当てにより発生するその学校法人等を債務者とする金銭債権(指名債権でないものに限る。)であって、一定の事項(2)を表示する証券・証書(いわゆる学校債)

(1)私立学校法3条に規定する学校法人及び同法64条4項に規定する法人をいう。

(2)具体的には次の事項とされている(定義府令案4)。

発行する学校法人等の名称

金銭債権の額

金銭債権の償還の方法・期限

金銭債権の利息、その支払いの方法・期限

2. 「みなし有価証券」の範囲

直接的には「有価証券」には該当しないが、法令上は「有価証券」とみなされて、「有価証券」と同様の規制を受けるものを「みなし有価証券」と呼ぶ。

金融商品取引法の下では、「みなし有価証券」として、次の(イ)～(チ)が定められている(金融商品取引法2条2項)。

金融商品取引法における「みなし有価証券」

(イ)次に掲げる「有価証券表示権利」で、券面が発行されていないもの

前記1.の(1)～(15)、(17)((16)の性質を有するものを除く)、(18)の有価証券に表示されるべき権利

前記1.の(16)、(17)((16)の性質を有するものに限る)、(19)～(21)の有価証券であって内閣府令で定めるものに表示されるべき権利

(ロ)信託の受益権

(ハ)外国の者に対する権利で(ロ)の権利の性質を有するもの

(ニ)合名会社・合資会社の社員権(政令で定めるものに限る)、合同会社の社員権

(ホ)外国法人の社員権で(ニ)の性質を有するもの

(ヘ)集団投資スキーム持分

(ト)外国法令に基づく権利で(ヘ)の権利に類するもの

(チ)経済的性質その他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益・投資者保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

今回の政省令案では、前記の(ニ)、(チ)についての細目が定められている。具体的には、次の通りである(金融商品取引法施行令案1条の2、1条の3の2。網掛け部分が政省令案で示されたもの)。

(ニ) 合名会社・合資会社の社員権（政令で定めるものに限る）、合同会社の社員権

その社員のすべてが次のいずれかに該当する合名会社の社員権

- イ 株式会社
- ロ 合同会社

その無限責任社員のすべてが次のいずれかに該当する合資会社の社員権

- イ 株式会社
- ロ 合同会社

(チ) 経済的性質その他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益・投資者保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

学校法人等に対する貸付に係る債権（次の ① ② の両方の要件に該当するものに限る）

利率、弁済期（ ① ）が同一で、複数の者が行うものであること（ ② ）

その貸付の全部又は一部が次のイロのいずれかに該当すること

- イ 在校生その他の利害関係者（ ③ ）以外の者が行う貸付であること
- ロ その貸付に係る債権の在校生その他の利害関係者（ ③ ）以外に対する譲渡が禁じられていないことその他これに準ずる要件に該当すること

- （ ① ）定義府令案 8 条 1 項。
- （ ② ）その貸付が無利息であり、かつ、利息を天引する方法による貸付でないものを除く。
- （ ③ ）具体的には次の者が定められている（定義府令 8 条 2 項）。
在校生の父母その他これに準ずる者で授業料その他在学に必要な費用を負担する者
卒業生
（学校法人等の）役員、評議員、職員

3. 「金融商品」の範囲

金融商品取引法では、「有価証券」とは別に「金融商品」という概念を定め、これを原資産とするデリバティブ取引などについて、一定の業務規制、市場規制の適用対象としている。

金融商品取引法は、具体的に「金融商品」の定義を次のように定めている（金融商品取引法 2 条 24 項）。

金融商品取引法における「金融商品」

- (1) 有価証券
- (2) 預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券・証書で政令で定めるもの（前記(1)を除く）
- (3) 通貨
- (4) 前記(1)～(3)のほか、同一の種類のものが多数存在し、価格の変動が著しい資産であって、当該資産に係るデリバティブ取引（類似する取引を含む）について投資者保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（商品取引法 2 条 4 項に規定する商品を除く）
- (5) 前記(1)(2)(4)に掲げるもののうち内閣府令で定めるものについて、金融商品取引所が、市場デリバティブ取引を円滑化するため、利率、償還期限その他の条件を標準化して設定した標準物

今回の政省令案では、前記の(2)についての細目が定められている。具体的には、次の通りである（金融商品取引法施行令案 1 条の 17。網掛け部分が政省令案で示されたもの）。

(2)預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券・証書で政令で定めるもの（外為法に規定する）支払手段、証券、債権（通貨に該当するものを除く）

なお、前記(4)(5)については、今回の政省令案では特別な規定は設けられていない（つまり、追加指定は行われていない）。

4. 「金融指標」の範囲

金融商品取引法では、「金融指標」という概念を定め、これに基づいて行われるデリバティブ取引などについて、一定の業務規制、市場規制の適用対象としている。

金融商品取引法は、具体的に「金融指標」の定義を次のように定めている（金融商品取引法 2 条 25 項）。

金融商品取引法における「金融指標」

- (1)金融商品の価値、金融商品（通貨を除く）の利率等
- (2)気象庁その他の者が発表する気象の観測の成果に係る数値
- (3)次の指標・数値であって、これらの指標・数値に係るデリバティブ取引について投資者保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（商品取引所法 2 条 5 項に規定する商品指数を除く）
- (4)前記(1)~(3)に掲げるものに基づいて算出した数値

今回の政省令案では、前記の(3)についての細目が定められている。具体的には、次の通りである（金融商品取引法施行令案 1 条の 17。網掛け部分が政省令案で示されたもの）。

(3)次の指標・数値であって、これらの指標・数値に係るデリバティブ取引について投資者保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの

気象庁その他の者が発表する地象、地動、地球磁気、地球電気、水象の観測の成果に係る数値

次の数値その他これらに準ずる統計の数値

イ 国際連合の定める基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算に係る数値

ロ 統計法に規定する指定統計調査・届出統計調査の結果に係る数値

5. その他デリバティブ取引の定義関係

(1)クレジット・デリバティブの支払事由

金融商品取引法では、いわゆるクレジット・デリバティブ取引についても、その取扱いは、原則として「金融商品取引業」規制などの対象となっている（金融商品取引法 2 条 8 項 4 号、21

項5号、22項6号など)。

金融商品取引法上の「クレジット・デリバティブ取引」の定義は、概ね、次のようになっている。

当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引

- (1) 法人の信用状態に係る事由その他これに類するものとして政令で定めるもの
- (2) 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であって、当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの((1)を除く)

今回の政省令案では、前記の(1)(2)の細目(クレジット・デリバティブの支払事由)が定められている。具体的には、次の通りである(金融商品取引法施行令第13条の13、14。網掛け部分が政省令案で示されたもの)。

- | |
|---|
| (1) 法人の信用状態に係る事由その他これに類するものとして <u>政令</u> で定めるもの |
| 法人でない者の信用状態に関する事由その他これに類似するもの(1) |
| (2) 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であって、当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして <u>政令</u> で定めるもの((1)を除く) |
| 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象 |
| 戦争、革命、内乱、暴動、騒乱その他これらに準ずるもの(2) |

(1) 具体的には、次のものが規定されている(定義府令第20条)。

債務者の経営再建・支援を図ることを目的として行われる次の事由

金利の減免

利息の支払猶予

元本の返済猶予

債権放棄

その他の債務者に有利となる取決め

(2) 具体的には、次のものが規定されている(定義府令第21条)。

外国政府、外国の地方公共団体その他これらに準ずる者により実施される次に掲げるもの

為替取引の制限・禁止

私人の債務の支払猶予・免除について講ずる措置

その債務に係る債務不履行宣言

(2)店頭デリバティブ取引の適用除外

金融商品取引法では、店頭デリバティブ取引の取扱いは、原則として「金融商品取引業」規制などの対象となっている(金融商品取引法第2条第8項第4号など)。

ただし、「公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるもの」については、適用除外とすることとされている(金融商品取引法第2条第22項)。

今回の政省令案では、具体的に次のものを「店頭デリバティブ取引」の適用除外として定めている(定義府令第15条)。

預金に付随する通貨オプション取引(1)

保険・共済契約

債務保証契約

損害担保契約(2)

(1) 金融商品取引法上の「店頭デリバティブ取引」の対象からは除外されるが、銀行法上の「特定預金等」として同等の行為規制が課される予定である(銀行法施行規則改正案14条の11の4など)。

(2) 厳密には次のように規定されている(定義府令案1条の15第4号)。

「貸付けに係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者に対してその弁済がなされないこととなった額の一部を補てんすることを内容とする契約の締結」